レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準

サプライチェーン要件

RAINFOREST ALLIANCE

SA-S-SD-2
第1.3版
JP
２０２３年4月7日に公表された翻訳

レインフォレスト・アライアンスについて

レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

翻訳免責事項
翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。

翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について
レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.org にアクセスするか、info@ra.org または レインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands）にお問い合わせください。

基準要件には拘束力があるため、認証を取得するためには準拠しなければなりません。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前の同意なしに、複製、変更、配布、または再発行を含むこのコンテンツを使用することは固く禁じられています。

文書名	文書コード	版
レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準、サプライチェーン要件	SA-S-SD-2	1.3

初版日	改訂日	拘束力を持つ日	失効日
2020 年 6 月 30 日	2023 年 2 月 6 日	2023 年 7 月 1 日	別途通知があるまでの間

リンク先

SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件。
本資料に記載されているその他のすべての付属文書、手引き、および方針。

差し替え文書

SA-S-SD-2-V1.2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、サプライチェーン要件

該当者	国/地域
サプライチェーン認証保有者	すべて

農作物	認証の種類
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。レインフォレスト・アライアンス農作物一覧を参照してください。	サプライチェーン認証保有者

第1.3版の主な変更点

本書

SA-S-SD-2-V1.3 レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準 サプライチェーン要件（2023 年 2 月 6 日発行）

における

SA-S-SD-2-V1.2 レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準 サプライチェーン要件（2022 年 1 月 31 日発行）

からの主な調整箇所の概要

要件番号	対象事項	変更内容
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、基準を単純化しました。1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を 1.1.5 に統合しました。 責任を明確にすることで、1 つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2 と 1.2.3 の要件を統合しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.5.1	苦情解決制度	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
1.6.1	ジェンダー平等	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
2.1.3	トレーサビリティ	明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスバランスには適用されなくなりました。
2.1.12	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：トレーサビリティの文書に関する要件の適用対象を明確にしました。
2.2.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化： 認証製品として販売されなかった、または紛失した数量をトレーサビリティプラットフォームから削除するという規定を削除し、マスバランス製品への適用についての規定を明確にしました。
2.2.4	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.2.5	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。
2.2.6	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。

2.3.1	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
2.3.2	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。数量の残高がマイナスになることは認められません。
2.3.3	マスバランス	明確化：オリジン・マッチング（原産国一致）の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.4	マスバランス	明確化：購入および販売についての原産国情報の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.5	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
5.1.1	評価対処	委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
5.3.2	賃金と契約	文章を調整して、明確にしました。
5.3.3	賃金と契約	統合： 最低賃金に関する 5.3.3 と 5.3.4 の要件を、すべて 5.3.3 にまとめました。
5.3.6	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する 5.3.6 と 5.3.7 の要件を、すべて 5.3.6 にまとめました。文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。
5.3.9	賃金と契約	統合：労働者に関する 5.3.9 と 5.3.10 の要件を、すべて 5.3.10 にまとめました。
5.3.10	賃金と契約	統合：労働者に関する 5.3.9 と 5.3.10 の要件を、すべて 5.3.10 にまとめました。 適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.5.1	労働条件	調整：所定労働時間の上限を週 60 時間としました。
5.5.2	労働条件	調整：残業の例外適用が拡大され、一定条件下ですべての作物に適用されます。
5.5.3	労働条件	単純化：授乳できる場所の詳細を手引き書に移動しました。 男性も含めるため、「出産休暇」を「出生時育児休暇」としました。
5.6.1	健康と安全	明確化：健康と安全のリスク分析を行う専門家に関する文章を明確にしました。
5.6.4	健康と安全	文章を単純化し、飲料水の検査についての行を追加しました。

目次

はじめに 6

私たちの展望 6
2020 認証プログラム 7
サプライチェーン要件の概要 8

第 1 章 管理 9

1.1 管理 10
1.2 運営 11
1.4 内部監査および自己査定 12
1.5 苦情解決制度 13
1.6 ジェンダー平等 14

第 2 章 トレーサビリティ 15

2.1 トレーサビリティ 16
2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ 17
2.3 マスバランス 18

第 3 章 収入 と責任の共有 19

3.2 サステイナビリティ差額 20
3.3 サステイナビリティ投資 21
3.4 生活賃金支払いへのサプライチェーンの貢献（自己選択） 22

第 5 章 社会 23

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処 24
5.2 結社の自由 25
5.3 賃金と契約 26
5.5 労働条件 28
5.6 健康と安全 29

第 6 章 環境 31

6.6 廃水管理 32

付属文書

付属文書第2章：トレーサビリティ
付属文書第3章：収入と責任の共有
S01：用語集
S03：リスク査定ツール

手引き（拘束力なし）

全体の手引き
E：苦情解決制度
F：ジェンダー平等
L：事前評価対処
R：評価対処方式監視ツール
S：改善プロトコル

はじめに
私たちの展望

私たちの展望

2020持続可能な農業基準で、レインフォレスト・アライアンスは、持続可能な農業と関連するサプライチェーンが現在直面している課題に適合した強力で前向きな認証の取り組みを開発しました。

私たちの長期的な展望は、一連の主要原則（継続的な改善、 データ活用、リスクを基にした保証、個別の状況の考慮、そして責任の共有）に基づいています。

2020持続可能な農業基準 サプライチェーン要件

持続可能性への取り組みは、農場の段階で終わりにせずに、それ以降も続けられるべきです。そして生産者が、より持続可能に働けるよう、認証サプライチェーンのバイヤーは、提供する支援を拡大する必要があります。レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムでは、透明性だけでなく責任ある商習慣もまた、企業からサプライチェーン全体に促進していくこと目指しています。

2020持続可能な農業基準のサプライチェーン要件では、各認証保有者の状況に合わせて個別の状況を考慮した一連の要件、持続可能性リスクを特定および管理するためのリスク査定の強化、ならびに、持続可能な生産に対して生産者に報酬を与え、持続可能性目標の達成のために投資対象を明確にするための責任の共有要件など、数々の刷新が導入されます。

レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準は、農場要件とサプライチェーン要件の2つで構成されます。農場認証保有者に適用される要件は、農場要件の文書に記載されています。 サプライチェーン認証保有者に適用される要件は、サプライチェーン要件の資料に記載されています。これは、これらの2つの文書の章番号に差異がある可能性があることを意味します。

基準開発

レインフォレスト・アライアンスはISEAL の正規会員です。2020 持続可能な農業基準は、その関連部品に関しては、ISEALの「優良実践に関する基準設定規約（Standard-Setting Code of Good Practice）」に従って開発されており、文書に関連性と透明性があり、利害関係者の利益のバランスが反映されることを徹底しています。

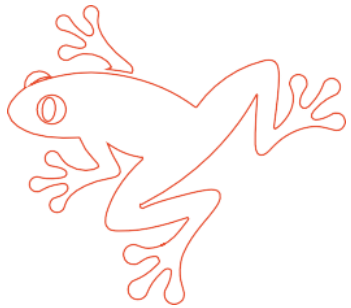

2020 認証プログラム

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムは、その新しい基準、保証システム、および関連するデータと技術システムとともに、レインフォレスト・アライアンス認証を持続可能な農業生産とサプライチェーンを支援するための必須ツールとして使用する世界中の多くの人々と企業に、より高い価値を提供するように設計されています。

2020 認証プログラムは、3 つの主要要素で構成され、互いに密接に連携するように設計されています。

持続可能な農業基準

農場要件

サプライチェーン要件

付属文書（拘束力あり）：
認証を受けるには遵守する必要があります。

方針（拘束力あり）：
方針は、個別の状況に応じて適用される可能性があります。認証を受けるには遵守する必要があります。

手引き(拘束力なし)：
関連資料であり、認証を受ける上で拘束力はありません。

保証システム

- **認証・審査規則**により、審査員が農場およびサプライチェーン要件への遵守を評価する方法を設定し、
- 認証機関が一貫して質の高いレインフォレスト・アライアンス審査を実施することを保証する
- **認証機関承認規則**により、新しいレインフォレスト・アライアンス基準に対する審査を実施できる組織を決定し、
- 認証機関職員に関する規則を定める

データシステムとツール

農場およびサプライチェーンの認証保有者は、新しいプラットフォームで、会員登録し、検証手順を管理し、認証製品の販売取引を記録します。

開発中の新しいツールが利用可能になれば、持続可能な農業基準の要件に対する持続可能性の取り組み成果を、さらに的確に追跡および管理できるようになります。

サプライチェーン要件の概要

本書の要件は、主要なテーマに従って各章で説明されています。

保証システムの一環として、レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォームに組み込まれている登録およびプロファイル記入手順を通じて、データが収集されます。

企業のプロファイルは、本手順を通して収集された業務内容、所在地、農作物および数量情報と、個別の各事業に固有のその他のデータ（例えば、遵守状況、社会的リスク、およびその他）を組み合わせた情報に基づきます。この組織のプロファイルに基づいて、個別の状況に合った必須要件のチェックリストが作成されます。その他に、認証保有者が、追加で要件を自己選択することも可能です。

1.管理	
1.1	管理
1.2	運営
1.4	内部監査および自己評価
1.5	苦情解決制度
1.6	ジェンダー平等
2.トレーサビリティ	
2.1	トレーサビリティ
2.2	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ
2.3	マスバランス
3.収入と責任の共有	
3.2	サステイナビリティ差額
3.3	サステイナビリティ投資
3.4	生活賃金支払いに対するサプライチェーンの貢献（自己選択）
5.社会	
5.1	児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処
5.2	結社の自由
5.3	賃金と契約
5.5	労働条件
5.6	健康と安全
6.環境	
6.6	廃水管理

第 1 章

管理

レインフォレスト・アライアンスは、認証された組織が、効率的で透明性があり、包摂的で経済的に存立できる方法で管理されることが理想的であると考えます。そのため、農場や企業が、継続的な改善のための手順と手続きを備えた統合計画および管理システムを実施することが不可欠となります。本章には、管理と責任ある事業行動に関連する項目が含まれています。これらの項目の要件は、査定、計画、実施、評価、調整の手順に従います。

本第1章には、ジェンダーという分野横断的なテーマが含まれています。この項目は、ジェンダーの根本的な重要性への認識から管理の章に含められ、そのため企業活動の様々な面に適用されます。

1.1 管理	
1.1.3	適用される各レインフォレスト・アライアンスサプライチェーン要件に取り組むために明確に文書化され実施された管理計画がある。文書化された手続きには、製品の完全性を維持するための、認証範囲に含まれる、適用されるすべての手順に対する認証製品の管理が含まれる。
1.1.4	サプライチェーン認証保有者は、自社の業務、サプライチェーン、およびその他のビジネス関係において責任ある事業活動を保証するために、その旨を定める1つ以上の方針を考案、採用、および普及させている方針には、人権と環境に対する直接的および間接的な悪影響への対応が定められている。 • 方針には、「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンスガイダンス」に従うことが約束および言及されている。OECD多国籍企業向けガイドラインや国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)への言及および約束も許容される。 • これらの方針とその実施に対する監督と責任は、経営陣に割り当てられる。 • 方針とその期待される結果は、サプライヤーやその他の事業関係との取り組みで特定される（契約書やその他の書面による合意を含む）。 • 遵守に役立つ可能性がある手段の1つは、サプライヤー行動規範を用意することである。 • 少なくとも、この方針では、サプライチェーン認証保有者、そのサプライヤー、およびその他のビジネス関係からの、以下の行動が必要となる。 - 人権、労働者の権利と条件、健康と安全に関する適用法および関連する基準の遵守 - 環境保護、森林破壊、生物多様性、廃棄物、および廃水管理に関する適用法および関連する基準の遵守 責任ある農業サプライチェーンの方針のひな形については、「責任ある農業サプライチェーンに関するOECD ガイダンス」の25~29ページを参照のこと。
1.1.5	責任者は、以下の問題を担当する少なくとも1人の責任者代表を任命し、担当者からなる委員会を設置する。1つの委員会で、次の1つ以上の問題を取り扱うことが認められる。 • 苦情解決制度（1.5を参照） • ジェンダー平等（1.6を参照） • 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処（5.1を参照） 委員会は、 - それらの問題に見識があり、意思決定力がある - 構成員/労働者によって選ばれた、小規模農場の団体構成員、または大規模農場/サプライチェーン事業の労働者を代表する責任者が含まれる - 公平で利用しやすく、ジェンダーに配慮されていて、団体構成員/労働者や社会的弱者から信頼されている - ジェンダー平等の問題を取り扱う委員会には、少なくとも1人の女性が含まれる 小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと評価対処に関しては、委員会の代わりに担当者を置くことが認められる。

1.2 運営	
1.2.2	認証製品の最新の業務委託先、サプライヤー、仲買人および下請業者の一覧を保持する。 それらの業者に、認証の範囲内の業務に関して、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の適用要件を確実に遵守させる仕組みが導入されている。 農場の場合 - これは、圃場での業務、加工・精選における業務、および労働派遣業務に対して有効である。 - 「サプライヤー」は、認証製品購入先の他の農場のみを指す。 手引き書U：業務委託先への適用性を参照
1.2.5	正規および臨時労働者の最新の情報一覧を保持する。各労働者ごとに、以下の情報が含まれる。 • 氏名 • 性別 • 生年月日 • 雇用の開始日と終了日 • 賃金 住居が提供される労働者の場合、登録には以下が追加記載される。 • 住居住所 • 家族の人数 • 家族の誕生年 軽作業を行う子供（12～14歳）および若年労働者（15～17歳）の場合、登録には以下が追加記載される。 • 住居住所 • 親または法的保護者の名前と住所 • 学校登録（該当する場合） • 仕事や業務の種類 • 毎日および毎週の労働時間 適用対象に関する注記：サプライチェーン認証の場合、この要件は、社会項目に高リスクがあり第5章の要件に準拠する必要がある認証保有者にのみ適用される。
1.2.9	認証と遵守の記録は、少なくとも4年間保持される。
1.2.16	研修を受け、サプライチェーン管理計画を効果的に実施できる知識とスキルを持つ労働者(男性/女性)の一覧がある。
1.2.17	複数圃場/施設管理者は、認証に含まれる圃場/施設の一覧を、次の情報とともに保持している。リスク結果、住所、範囲、およびその圃場/施設での実施を担当する労働者。該当する場合は、共同所有ではない圃場/施設に対する同意書が必要。

1.4 内部監査および自己査定

1.4.1	責任者は、内部監査システムを導入していて、認証の範囲内のすべての関係者の遵守状況を、年に1回、評価している。 そのシステムには以下が含まれる。 · 農場の場合は、団体構成員の農場、加工・精選および/または保管施設、およびその他の関係者（下請業者、仲買人、業務委託先を含む） · サプライチェーンの場合は、施設および下請業者 すべての関係者は、次のように、外部審査のたびに、事前に内部で審査される · 認証初年度は、内部監査は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準のすべての適用要件を対象とする · 初年度以降は、内部監査は、リスク査定(農場の場合は、1.3.1参照)、前年の内部監査結果、および前年の外部審査結果に基づく 農場範囲の場合のみ：各農地、非農地を含む農場単位が少なくとも3年ごとに審査されるように輪番制が導入されている。遠隔農場単位の場合、これは少なくとも6年ごとに行われる。
1.4.2	責任者は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準のすべての関連要件への自身の遵守と、認証の範囲のすべての関係者の遵守を評価するために、年次自己査定を行う。 責任者は、1.4.1に定められた通りの内部監査の結果を、自己査定の記入に使用する。
1.4.3	承認と制裁のシステムは、団体構成員（農場の場合）および/または、圃場/施設のレインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準への遵守に関連して導入される。 そのシステムには以下が含まれる。 • 書面による承認および制裁手続き • 承認および制裁の管理者または委員会 • 団体構成員/圃場/施設の改善と是正措置の追跡制度 • 署名および文書化され、最終的な内部監査報告書に含まれる、各団体構成員または圃場/施設の認証資格に関する決定

1.5 苦情解決制度

1.5.1	内部告発者を含む、個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会が、認証保有者の事業活動に関連する苦情を提起できるようにする、苦情解決制度が導入されている。苦情は、技術的、社会的、または経済的問題を含め、基準のどの部分に関連するものでも構わない。苦情解決制度は、認証保有者によってまたは第三者によって提供されることが認められる。 苦情解決制度には、少なくとも次の要素が含まれる。 · 苦情処理委員会（1.1.5を参照） · 苦情処理制度は、いかなる言語での提出も認め、字を読めない人やインターネットを利用できない人が利用可能である · 匿名の苦情が受け入れられ、守秘義務が尊重される。 · 人権および労働者の権利に関する苦情は、改善プロトコルに従って改善される · 苦情および取り組みが文書化され、妥当な期間内に、被害を受けた人と共有される。 · 苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用/団体構成員の資格の終了、 報復または脅威から保護される。 SA-S-SD-23付属文書第5章を参照：*社会* SA-G-SD-6手引き書Eを参照：*苦情解決制度*

1.6 ジェンダー平等	
1.6.1	責任者は以下によって ジェンダー平等の促進を約束する。 · 団体構成員/労働者への書面による声明。 · ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会を任命する（1.1.5を参照） SA-G-SD-7手引き書Fを参照: *ジェンダー平等*
1.6.2	担当委員会/担当者は、以下の活動を実行する。 • 基本的なリスク査定（1.3.1）に従ってジェンダー平等を促進する対策を実施し、これらの対策を管理計画（1.3.2）に含める。 • 少なくとも年に1回、責任者と（生産者団体）職員のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する啓発活動を行う。 • 改善プロトコルに従って、ジェンダーに基づく暴力およびジェンダーに基づく差別に関する改善に関与する。 SA-S-SD-4付属文書S03を参照：*リスク査定ツール* SA-S-SD-23付属文書第5章を参照：*社会*

第 2 章

トレーサビリティ

成功し、信頼される持続可能な農業認証プログラムは、認証製品が、実際に、基準に定められた適用要件に従って調達されているという確信を、利用者に与えられなければなりません。

これには、認証農場からブランドオーナーの段階に至るまでのサプライチェーン全体にわたって製品を追跡できる、強固で透明性が高いシステムが必要です。

本章の要件は、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームで認証製品を正確かつ確実に追跡し、認証製品に対して行われた作業(転換や販売を含む)を報告するための枠組みを認証保有者に提供します。

2.1 トレーサビリティ

2.1.3	認証製品は、輸送、保管、加工を含む、すべての段階で、非認証製品から視覚的に分けられている。これはマスバランス製品には適用されない。
2.1.4	責任者は、すべての仲買人（収集場所、輸送、加工設備、倉庫など）およびその製品に対して行われるすべての作業を含む、その認証の範囲の最終的な場所までの製品工程を正確に叙述している。
2.1.6	認証製品の出荷量は、総生産量（農場の場合）、認証製品の購入と前年の残存する在庫の合計を超えていない。
2.1.7	数量の重複販売が行われていない。非認証製品として販売された製品、別のスキームまたは持続可能性イニシアチブの下で販売された製品が、レインフォレスト・アライアンス認証としても販売されていない。複数のスキームで認証された製品の販売は可能である。
2.1.9	換算係数を計算するための正しい方法論は、各認証製品に対して実践および文書化され、トレーサビリティプラットフォームに適切に反映される。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：*トレーサビリティ*
2.1.10	認証製品の重量または数量を定義するために使用される機器は、毎年調整されている。
2.1.11	過去12か月間の認証製品の数量概要が提供されている。これには、入荷、購入量、在庫、加工、出荷、規格外品や紛失、販売(該当する場合)が含まれる。
2.1.12	文書には、トレーサビリティの種類と、認証製品の法的所有権および/または物理的所持が変更された場合のパーセンテージ(100%未満の認証の場合)が含まれている。これは、消費者向け最終製品の販売には適用されない。
2.1.13	作成されたレインフォレスト・アライアンス表示文言が有効であり、レインフォレスト・アライアンス認証プログラムの要件に準拠していることを示す証拠（入荷および出荷製品に関する書類、現場手順、報告書）を保持している。

2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ

レインフォレスト・アライアンス認証プログラムでオンライントレーサビリティが提供されている農作物に従事する認証保有者に適用される。

2.2.1	認証製品として販売された数量は、出荷が行われた四半期の終了時から遅くとも2週間後以内にレインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームに記録されている。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：*トレーサビリティ*
2.2.2	レインフォレスト・アライアンス認証製品のバイヤーは、トレーサビリティプラットフォームでの取引が、購入および/または出荷した認証製品の請求書と一致することを、定期的に確認する手続きを実施する。
2.2.3	レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、出荷が行われた、または数量を紛失した四半期の終了時から2週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される。 マスバランス数量の場合、適用対象の詳細はSA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ
2.2.4	包材用および広報資料向けの一般に公開される商標使用に先んじて、「レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標方針」に従って承認が取得されている。
2.2.5	1つの取引として結合される出荷には、その取引を個々の出荷に関連付けるのに十分な情報（例えば、数量、トレーサビリティの種類、送り状番号、出荷コードおよび日付）が含まれている。
2.2.6	トレーサビリティプラットフォームでトレーサビリティ代行者を務める認証保有者は、適用されるトレーサビリティ要件に準拠している。
2.2.7	トレーサビリティプラットフォームの権限を付与された当事者は、適用されるトレーサビリティ要件に準拠している。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：*トレーサビリティ*

2.3 マスバランス

トレーサビリティの種類でマスバランスを許可されている農作物にマスバランスを適用する認証保有者に適用される。付属文書

S6を参照：トレーサビリティ

2.3.1	数量は、実際に発生する可能性のある手順に対してのみ転換されている。転換により以前の製品に戻すことはできない。
2.3.2	マスバランスとして販売される製品の数量は、認証済みとして購入された数量で100% 包含されている。数量の残高がマイナスになることは、いかなるときも認められない。
2.3.3	認証済みとして販売される数量は、原産国情報の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオのマスバランス製品にのみ適用される。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ
2.3.4	認証製品として販売された数量の購入および販売に関する書類には、認証および非認証の購入(入荷)数量に関する国レベルの原産地情報が含まれている。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオのマスバランス製品にのみ適用される。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ
2.3.5	ある認証保有者から別の認証保有者へのマスバランス数量の移動には、必ず、当該製品の物理的な出荷が伴うものとする。物理的な出荷を伴わない数量取引は、同一の認証範囲内の圃場/施設間でのみ実施可能。

第 3 章

収入と責任の共有

レインフォレスト・アライアンスは、持続可能性を私たちが事業を行う部門の標準にすることを目指しています。これには、当該部門におけるサプライチェーンの業務原則の根本的な変革を伴います。これは、農業生産における持続可能性が、農産物の一般経費・費用に加えて、実態があるサービスとして評価され、価格設定されることを意味し、それはすなわち、原産地段階での持続可能性の実践を推進するために必要な投資は、生産者だけでなく市場も負担するシステムへと移行することを意味します。責任の共有に関するこれらの側面は、2020持続可能な農業基準の2つの重要な要素の中に示されています。

1つ目は、サステイナビリティ差額です。これは、農産物の市場価格に加えて認証生産者に支払われる追加の金銭的支払いです。これは、より持続可能な農業慣行の実践に対して、生産者に報いることが目的です。

2つ目は、サステイナビリティ投資です。これは、原産地段階における持続可能性の進展を促進するために農場認証保有者が必要とする投資に寄与するため、認証製品購入者によって行われます。サステイナビリティ投資の取り組みを超えることを目指して、この章には、サプライチェーン認証保有者が自己選択できる、農場認証保有者レベルにおける生活賃金支払いへの貢献に関する一連の要件も含めています。

3.2 サステイナビリティ差額

3.2.3	責任ある認証保有者は、サステイナビリティ差額を、市場価格、品質プレミアム、またはその他の差額に加えて、金銭による支払いで支払う。サステイナビリティ差額は現物で支払うことはできない。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.2.4	責任ある認証保有者は、サステイナビリティ差額の支払いに関連する金額およびその他の条件が明記された明確な契約上の合意または約束を結んでいる。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.2.5	サステイナビリティ差額の全額は、少なくとも年に1回、当該農作物に対して定義された支払い期日までに支払われる。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.2.6	サステイナビリティ差額の確認は、トレーサビリティプラットフォームに記録される。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.2.7	最低額が定義されている農作物の場合、支払われるサステイナビリティ差額は少なくとも規定の最低額になる。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有

3.3 サステイナビリティ投資	
3.3.4	サステイナビリティ投資の全額は、少なくとも年に1回、関連する農作物に定義された支払い期日までに支払われる。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.3.5	サステイナビリティ投資の確認は、トレーサビリティプラットフォームに記録される。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有
3.3.6	認証保有者は、サステイナビリティ投資に関連する金額およびその他の条件が明記された明確な契約上の合意または約束を結んでいる。 SA-S-SD-20付属文書第3章を参照：責任の共有

3.4 生活賃金支払いへのサプライチェーンの貢献（自己選択）

生活賃金支払いへの貢献および対応する表示を行うことを決定した認証保有者に適用される。

3.4.1	サプライチェーン認証保有者は、農場認証保有者の賃金改善計画の写しを保持し、それを達成するための支援をいつどのように提供できるかを特定している。
3.4.2	責任あるサプライチェーン認証保有者が、農場の賃金改善計画の実施に貢献する手順、目標および日程について、農場認証保有者と連携して合意に到達済みであることを示す書面による証拠がある。
3.4.3	農場の賃金改善計画への貢献が行われており、農場認証保有者と合意した手順、目標、および日程に従っていることを示す証拠がある。
3.4.4	サプライチェーン認証保有者による農場への生活賃金支払いの貢献に関連する直接的な金銭的またはその他の種類の投資が記録される。

第 5 章

社会

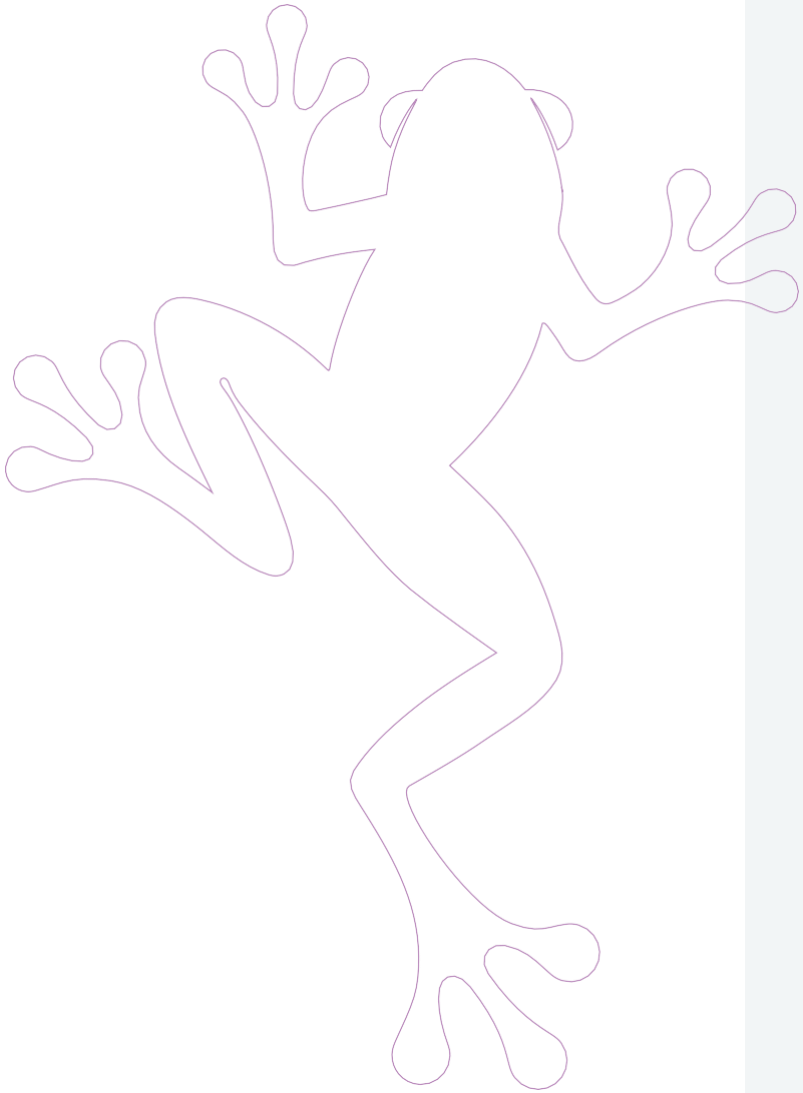

社会の章は、労働者が自分自身と家族のためにより良い労働条件と生活条件を達成できるようにすること、移民、子供、若者、女性などの社会的弱者に特別な注意を払いつつすべての人々の平等と尊重を促進すること、そして認証された事業における人権と労働権の保護を強化することを目指しています。

持続可能な生活を支援するため、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準は、すべての基本的な人権と労働権、健康と安全、適切な生活と整備の整った労働条件に関する要件を定めています。
これらの要件は、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）、関連するILO 条約、およびその他のマルチステークホルダーの概念と協調します。

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処

5.1.1	約束（コミットメント） 責任者は、以下を行うことにより、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処を行うことを約束する。 - 評価対処システムの管理を担当する委員会の任命（要件1.1.5を参照） 委員会は、 ・ 責任者ならびに苦情とジェンダー問題の管理を担当する委員会/人物と協力する。 ・ 少なくとも年に一度、責任者および（生産者団体）職員に対し、これらの4つの問題について啓発する。 ・ 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムを整備していることを労働者/団体構成員に書面で通知する。この情報は、常に、中心的な場所に見えるように表示されている。 SA-G-SD-11手引き書Lを参照：*事前評価対処*
5.1.2	リスク軽減 管理代表者/委員会は、基本的なリスク査定（1.3.1）で特定された軽減策を管理計画（1.3.2）に含め、対応する対策を実施する。 基本的なリスク査定は、少なくとも3年ごとに繰り返される。 SA-S-SD-4付属文書S03を参照：*リスク査定ツール*
5.1.3	監視 責任者代表/委員会は、 • リスクとリスク軽減策の実施を監視する。 • 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの可能性がある事例を責任者および苦情処理委員会に報告する。 • 改善の取り組みを監視する（5.1.4を参照）。 監視システムの強度は、リスクレベルと問題に合わせて調整される。 **指標** • 監視システムによって特定され、苦情解決制度に付託された潜在的な事例の数（ジェンダー、年齢、問題の種類別） SA-G-SD-20手引き書Rを参照：*評価対処方式監視ツール*
5.1.4	改善 責任者代表/委員会は、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事例を改善する方法を、管理計画に定める。確認された事例は、レインフォレスト・アライアンス改善プロトコルに従って改善および文書化される。被害者の安全と守秘義務は、手順全体を通じて守られる。 **指標** • 改善プロトコルに従って改善されたことが確認された児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメント事例の件数と割合（ジェンダー、年齢、問題の種類別） SA-S-SD-23付属文書第5章を参照：*社会*

5.2 結社の自由

5.2.1	労働者は、雇用主からの事前承認なしに、適用法に従って、組合または労働者団体を結社する権利、自分で選択した組合または労働者団体に参加する権利、団体交渉に参加する権利を有する。労働者代表は、定期的な自由選挙で労働者の中から民主的に選出される。 責任者は、雇用開始前に、その従業員が理解できる言語で記載された方針を通じてこれらの権利について通知する。結社の自由と団体交渉に関する書面による方針は、職場で常に目に見える形で表示されている。 結社の自由と団体交渉の権利が法律で制限されている場合、責任者は独立した自由結社、交渉、責任者との対話と同等の手段の発展を妨げることはできない。 ILO 結社の自由及び団結権保護条約、1948年（第87号） ILO 労働者代表勧告、1971年（第143号）
5.2.2	労働者は、過去または現在の労働者組織または労働組合の会員としての活動を理由に、差別または報復の対象にはならない。責任者は、組合員や労働者代表に罰則、賄賂、その他の影響を与えない。解雇の理由や、労働者と組合または労働者組織との関係を含め、雇用終了の記録が保管される。責任者は、労働者組織および/または組合の内政、あるいはそのような組織の成員に関連する選挙や義務に干渉しない。 ILO 団結権及び団体交渉権条約、1949年（第98号） ILO 労働者代表勧告、1971年（第143号）
5.2.3	責任者は、労働者代表に、その代表者としての職務遂行と会議出席のために、合理的な有給休暇を提供する。 必要に応じて、責任者は、会議の場所、コミュニケーション手段、保育などの合理的な設備を労働者代表に提供する。責任者は、労働者組織および/または組合掲示板を使用して、活動に関する情報を伝達できるようにする。 責任者は、労働条件と雇用条件を総合的に改善し、それに取り組むために、自由選挙で選ばれた労働者代表との対話を設ける。責任者は、労働者組織および/または労働組合との会合の議事録を保管する。 ILO 労働者代表条約、1971年（第135号） ILO 労働者代表勧告、1971年（第143号）

5.3 賃金と契約

5.3.1	3か月以上連続して業務に就く正規労働者および臨時労働者は、両当事者によって署名された書面による雇用契約を結ぶ。 3か月未満の期間で雇用される正規労働者および臨時労働者は、少なくとも口頭での契約を結ぶ必要がある。雇用主は、口頭契約の記録を保管する。 すべての契約には、少なくとも以下が含まれる。 • 職務 • 勤務場所 • 労働時間 • 賃率および/または賃金計算方法 • 残業代率 • 支払いの頻度または日程 • 控除、現物給付などの福利厚生 • 有給休暇 • 病気、障害、事故の際の医療休暇と保護 • 該当する場合、契約終了の通知期間（もしあれば） すべての労働者が、雇用の開始に先んじて各自の雇用契約の内容を理解していて、いつでも写しを要求できる。
5.3.2	永続的または継続的な業務のために臨時労働者を雇用するなど、労働者の給与および/または福利厚生を排除または削減するために考えられた取り決めや慣行が存在しない。
5.3.3	労働者は、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定（CBA）で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、支払いは、少なくとも、週48時間の労働時間と国の法定労働時間制限のいずれか低い方に基づく最低賃金でなければならない。
5.3.5	社会保障のためなどの賃金からの控除は、適用法またはCBA で規定されている場合にのみ許可される。前払い、労働組合会費、融資などの任意の賃金控除は、労働者からの書面または口頭による同意がある場合にのみ行うことができる。雇用主は、これらの送金を完全かつ適時に実施する。懲戒処分としての賃金控除は認められていない。適用法で許可されている場合を除き、業務関連の道具、装備、用具一式の控除は許可されない。 現物給付は適用法に準拠していなければならないが、報酬総額の30% を超えてはならない。 ILO 賃金保護条約、1949年（第95号） ILO 賃金保護勧告、1949年（第85号）
5.3.6	労働者は、労働者と雇用者の両当事者によって合意された定期的な間隔で、少なくとも毎月、給与が支払われる。 労働者ごとに、労働時間（定時および残業）および/または生産量（該当する場合）、賃金と控除の計算、支払われた賃金の記録が保管されている。労働者には、この情報を含む支払いの証拠（物理的または電子的）が、支払い毎に提供される。 ILO 賃金保護条約、1949年（第95号）

5.3 賃金と契約

5.3.8	同等の価値のある仕事にはジェンダーや労働者の種類、民族、年齢、肌の色、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身などの差別がない同等の適切な報酬が支払われる。 ILO 同一報酬条約、1951年（第100号）
5.3.10	労働者派遣業者を通している場合は、生産者は、その名前、連絡先の詳細、および正式な登録番号（もしあれば）を記録する。 労働者派遣業者は、 ・ 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。 ・ 本基準の労働者関連の適用要件5.3および5.5に準拠している。 すべての採用費用は、労働者ではなく、農場が支払う。 ILO 民間職業仲介事業所条約、1997年（181号） SA-G-SD-46手引き書Uを参照：業務委託先への適用性

5.5 労働条件

5.5.1	労働者は、1日あたり8時間の所定労働時間を超え、かつ1週間あたり48時間の所定時間を超えて勤務していない。さらに、労働者は最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩、最大6日の連続勤務の後に少なくとも丸1日の休暇が与えられる。 警備員の通常の労働時間は、年間平均で週60時間または適用規制のいずれか厳しい方を超えない。 ILO 労働時間（工業）条約、1919年（第1号） ILO 労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号）
5.5.2	残業は任意であり、以下の場合にのみ許可される。 a　適時に依頼される。 b　国内法または CBA のどちらか高い方に従って残業代が支払われる。法律や CBA がない場合は、 通常の賃金レベルの少なくとも 1.5 倍以上が支払われる。 c　残業により健康と安全のリスクを増大させることがない。残業時間中の事故率は監視され、事故率が通常の勤務時間中よりも残業時間中のほうが高い場合、残業は削減される。 d　労働者は残業後に安全に家に帰る交通手段がある* e　週の総勤務時間が週 60 時間を超えない。例外的な状況は h を参照 f　労働者は、最大 6 時間連続で業務を行った後に少なくとも 30 分の休憩を取り、 24 時間のうち少なくとも 10 時間の連続した休息を取る。 g　各労働者の正規労働時間と残業時間が記録されている*。 h　収穫の逸失を防ぐために 6 週間以内の短い期間内に完了される必要がある、播種、植え付け、収穫、および生鮮農産物の加工・精選が含まれるがこれらに限定されない、特定の作業にのみ、次が適用される。最大で年間 12 週間までは、残業が 1 週間あたり合計 24 時間まで可能になり、労働者は最大で 21 日間まで連続して勤務できる。 *小規模農場の生産者団体では、団体構成員が雇用する労働者には適用されない。 **ILO 労働時間（工業）条約、1919 年（第 1 号）** **ILO 労働時間（商業・事務所）条約、1930 年（第 30 号）** **2010 農業における安全と健康に関する ILO 行動規範** **2018 国際労働会議第 107 回セッション、労働時間に関する一般研究**
5.5.3	正規労働者は、適用法に従って、出生時育児休暇、権利および福利厚生が与えられる。 適用法がない場合、労働者は少なくとも 12 週間の有給出産休暇を取ることができ、そのうち少なくとも 6 週間は出産後に取得される。出産休暇の後、その前と同じ条件で、差別、年功序列の喪失、または賃金の控除なしで、仕事に戻ることができる。 妊娠中、授乳中、または最近出産した労働者は、柔軟な勤務日程を設定することができ、勤務地も考慮される。授乳中の女性は、1 日あたり追加で 2 回の 30 分の休憩と、授乳して子供の世話をするのに適した場所が与えられる。 **ILO 母性保護条約、1952 年（第 183 号）**

5.6 健康と安全

5.6.1	責任者は、認証の範囲内での、職場における健康と安全リスクの分析を、しかるべき技術的専門知識を有する職員または外部の専門家の支援を得て行う。適切な対策が、管理計画に明記され、少なくとも以下を考慮して実施される。 ・ リスク分析 ・ 規制の遵守 ・ 労働者の訓練 ・ 飲料水を含む、健康と安全を確保するための手順と設備 職場における健康と安全の欠落が原因となる事故の頻度と種類が記録され(男性と女性を明記)、それには農薬使用に関連する事故も含まれる。 小規模農場の生産者団体の場合、これは自身の施設に対して行われる。 **ILO 職業上の安全及び健康に関する条約、1981 年（第 155 号）** **ILO 農業における安全健康条約、2001 年（第 184 号）**
5.6.2	労働者には、業務上の怪我の治療のために救急箱が用意されていて、病院への輸送や病院での治療を含む緊急医療は無料で提供される。 救急箱は、製造、加工、および保守・整備が行われる施設の中心的な場所に配置される。シャワーや洗眼器を含む、緊急時用の適切な対策が、相応の場所に用意されている。 応急処置の訓練を受けた職員が勤務時間中に立ち会う。労働者には、緊急の場合に応急処置を受けるためにどこに行き、誰に連絡すればよいか周知されている。
5.6.4	労働者は、次のいずれかの方法で常に十分かつ安全な飲料水を利用することができる。 ・ 公共の飲料水システム、または ・ 少なくとも 3 年に 1 回、あるいは要件 5.6.1 のリスク査定の中でリスクが特定された場合にはそれ以上の頻度で検査される、責任者によって提供される飲料水。 責任者は、汚染を防ぐため、飲料水源、配水システムおよび容器を維持管理する。 瓶や容器に保管されている飲料水は蓋をすることで汚染から保護されており、少なくとも 24 時間ごとに新しい飲料水と交換されている。
5.6.7	十分な数の清潔で機能するトイレと手洗い場所が、農業生産、加工、メンテナンス、事務所、および労働者の住居の内部または近くに提供されている。 10人以上の労働者がいる場合は、施設をジェンダーで分ける。小便器は女性が使用するトイレと分離されている。社会的弱者の安全性とプライバシーは、少なくとも、明るく照らされた施錠可能な施設によって、確保される。労働者は、必要に応じてこれらの施設を頻繁に訪れることができる。
5.6.8	労働者は、健康に関する項目、医療休暇の方針、およびコミュニティでのプライマリーヘルスケア、妊産婦および生殖保健サービスの利用可能性に関する情報を受け取る。
5.6.9	危険を伴う状況（例えば、足場が悪い、機械を扱う、有害物質を扱うなど）で作業する人は、適切な防護服（PPE）を使用する。このような人々は、PPE の使用について訓練を受けており、無料でPPEを利用できる。

5.6 健康と安全

5.6.10	労働者が使用するすべての道具は、業務の上で良好な状態である。 機械には、労働者が理解できる、安全な使用法に関する明瞭な注意書きがあり、危険な部分はガードやカバーが付けられている。そのような機械を使用する労働者は、適切に訓練されており、法律で義務付けられている場合、機械を操作する労働者は、適切な免許を持っている。 機械やその他の機器は、使用されていないときは安全に保管される。
5.6.11	妊娠中、授乳中、または最近出産した女性労働者を、その女性、胎児または乳児の健康にリスクをもたらす業務に参加させていない。 配置転換の場合、報酬の削減はない。妊娠検査は要求されない。
5.6.12	労働者は、雇用主の許可を求めることなく、また罰せられることなく、差し迫った危険のある状況を回避することができる。
5.6.13	作業場、保管場所、加工・精選設備は安全で、十分な採光と換気がなされ、清潔な状態である。 明確かつ活字による事故および緊急事態の対応手順が示されている。これには、表示付き非常口、避難経路図、少なくとも年1回の緊急訓練が含まれる。 責任者はこの手順について労働者に周知する。 消防設備に加えて資材の流出を防ぐための機器がある。労働者は、この機器類の使用方法について訓練を受けている。許可された担当者のみ が作業場、保管場所、または加工施設に出入りできる。
5.6.14	作業場、保管施設、または加工施設で業務を行う労働者には、日よけ雨除けのある清潔で安全な食事場所が提供される。圃場で働く労働者は、日差しや雨から守られた場所で食事を取ることができる。
5.6.15	労働者は、労働安全衛生に関する基本的な研修を受け、関連する衛生指導は中心的な場所に見えるように表示される。
5.6.16	有害な農薬を定期的に取り扱う労働者は、少なくとも年に1回は健康診断を受ける。有機リン酸塩またはカルバメート系農薬に定期的に晒されている場合、検査にはコリンエステラーゼ検査が含まれる。 労働者は健康診断の結果を知ることができる。

第 6 章

環境

農業活動の管理方法によっては、自然環境にプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があります。環境の章では、認証された組織が地球にプラスの影響を与えるための道筋を概説します。農場の範囲を超える環境リスクが存在するため、特定の環境項目（当面は廃水管理に限定される）に高リスクを生じさせていると特定されたサプライチェーン関係者に対しても要件が適用されます。

繰り返しになりますが、レインフォレスト・アライアンスは、認証が景観保全の全体像に適合していなければいけないことを認識しています。景観保全において、生物多様性と地球に持続的な影響をもたらすためには、複数の戦略が必要です。本章の内容は、認証された組織がこの目標を支援する上での出発点です。より長期的には、その他の関連する環境項目が徐々にサプライチェーン要件に導入されていく予定です。

6.6 廃水管理	
6.6.1	廃水処理の検査は、主要な業務期間中にすべての排出地点で実施され、結果が文書化される。 農場生産者団体の場合、これはすべての生産者団体が管理する（集合）処理施設と、様々な種類の処理システムを含む団体構成員の処理業務の代表的なサンプルで行われる。 水生生態系に排出された加工過程で発生する廃水は、合法的な廃水品質指標を満たしている。この基準がない場合、廃水指標を満たしている。 加工業務で発生する廃水は、指標を満たすためにきれいな水と混合することはできない。
6.6.2	生活排水、汚泥、下水は、生産活動および/または加工活動には使用されていない。 下水は、処理されない限り、水生生態系に排出されない。 小規模農場には適用されない： 処理された排水は、法律で定められた廃水品質指標を満たすか、これらがない場合は廃水指標に適合していることが示されている。
6.6.3	加工過程で発生する廃水は、粒子や毒素を取り除くための処理を受けていない限り、土壌に流出させていない。 処理済みの廃水を灌漑に使用する場合、廃水指標に加えて、灌漑用廃水指標に準拠する必要がある。